

一般財団法人信越郵便局長協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人信越郵便局長協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、日本郵便株式会社信越支社区域内における郵便局の業務の円滑な運営及び会員の福祉の増進を図り、もって郵政事業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一. 会員による郵便局局舎の建設、改修及び整備に要する資金の貸付を行うこと。
- 二. 会員による郵便局局舎を建設するための敷地取得に要する資金の貸付を行うこと。
- 三. 会員の福利厚生の充実に資すること。
- 四. 会館の運営に関すること。
- 五. 駐車場の運営・管理に関すること。
- 六. ゆうパックの企画、販売・斡旋及び申し込みの取次に関すること。
- 七. 郵便局運営に必要な物品等の斡旋・販売に関すること。
- 八. 地域貢献事業の実施。
- 九. 損害保険代理店業務。
- 十. その他前条の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業については、新潟県及び長野県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、当法人の目的を達成するために不可欠な財産として理事会

が定めたものとする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、評議員及び債権者の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなくてはならない。

- 一. 事業報告
 - 二. 事業報告の附属明細書
 - 三. 貸借対照表
 - 四. 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - 五. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなくてはならない。
 - 3 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、評議員及び債権者の閲覧等に供するとともに、この定款を主たる事務所に備え置き、同様の閲覧等に供する。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員の定数)

第9条 当法人に、評議員5名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第194条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員に対して、1日当たり1万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を日当として支給する。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

- 一. 理事及び監事の選任及び解任
- 二. 理事及び監事の報酬の額
- 三. 評議員に対する報酬等の支給基準
- 四. 計算書類等の承認
- 五. 定款の変更
- 六. 残余財産の帰属先の決定
- 七. 基本財産の処分又は除外の承認
- 八. 長期借入の実行並びに重要な財産の処分及び譲受け
- 九. その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時評議員会は、毎事業年度終了後4か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集権者)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第17条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一. 監事の解任
- 二. 定款の変更
- 三. 基本財産の処分又は除外の承認
- 四. その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、議事録署名人2名及び出席した理事は、前項の議事録に署名する。

(評議員会規則)

第21条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

理事 5名以上7名以内

監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事の中から副理事長1名、専務理事1名を置く。

3 前項の理事長をもって法人法に規定する代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。監事についても、同様とする。

4 理事のうちには、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を越えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の職務を執行する。

2 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を分担執行

する。

- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会において必要があると認める場合には意見を述べ、評議員会において特定事項について説明を求められた場合には、説明しなければならない。
- 4 監事は、理事が不正行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告する。
- 5 前項の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- 一. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、1日当たり1万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に

従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第29条 理事が次の取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 一. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - 二. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - 三. 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第30条 当法人は、役員が法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第2節 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 一. 業務執行の決定
 - 二. 理事の職務の執行の監督
 - 三. 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
 - 四. 評議員会の日時、場所及び目的である事項の決定
 - 五. 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - 一. 重要な財産の処分及び譲受け
 - 二. 多額の借財
 - 三. 重要な使用人の選任及び解任
 - 四. 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 五. 内部管理体制の整備

六. 第30条の責任の一部免除

(種類及び開催)

第33条 理事会の種類は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎年定期に年3回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

一. 理事長が必要と認めたとき。

二. 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

三. 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

四. 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。

五. 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する

旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

- 2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録等に記載しなければならない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第24条第5項の規定による報告については、適用しない。

- 3 理事会に報告を要しないこととされたときは、報告を要しないものとされた事項の内容、報告を要しないものとされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録等に記載しなければならない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事の氏名、議長の氏名その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第62条において準用する同第15条第3項で定める事項を議事録に記載又は記録し、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第40条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 会員

(会員)

第41条 当法人は、新潟県及び長野県内の郵便局長を会員とする。

第7章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び清算

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、当法人の目的及び事業並びに評議員の選任及び解任の

方法についても、同様とする。

(合併等)

第43条 当法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第44条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 事務局

(設置等)

第46条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の使用人を置く。

3 事務局長及び重要な使用人は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第47条 主たる事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- 一. 定款
- 二. 評議員、理事及び監事の名簿
- 三. 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- 四. 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- 五. 財産目録
- 六. 役員等の報酬規程
- 七. 事業計画書及び収支予算書
- 八. 事業報告及び計算書類等
- 九. 監査報告
- 十. その他法令で定められた帳簿及び書類

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令で定めるところによる。

第9章 公告の方法

(公告)

第48条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人に解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 当法人の最初の代表理事（理事長）は、青木進とし、業務執行理事（副理事長）は臼杵康博と業務執行理事（専務理事）は田原幸雄とする。
- 4 第4条一九の業務は、平成31年3月16日（土）の評議員会で承認され施行された。